

肺炎の主要な原因である

肺炎球菌の感染症を

予防できるワクチンがあります



65歳の方などを対象に定期接種を実施しています。

肺炎球菌とワクチンについて

- 肺炎は日本の死亡原因の第5位であり、成人の肺炎の約2～3割は肺炎球菌という細菌により引き起こされたとの報告があります。
- 肺炎球菌は、このほかにも、血液の中に細菌が回ってしまう敗血症（はいけつしょう）などの重い感染症の原因になることがあります。
- 肺炎球菌による感染症に対して、すべての肺炎などが防げるわけではありませんが、有効性・安全性が確認されているワクチンがあります。

【肺炎の原因】



定期接種の対象と使用するワクチン

■対象となる方

① **65歳の方**（65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日まで）

※66歳以上の方は任意での接種となります。

② 60～64歳で

心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極端に制限される程度の障害を有する方

③ 60～64歳で

免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

■定期接種で使用するワクチン

23価肺炎球菌ワクチン ※過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある方は対象になりません。

ワクチンの効果

- 肺炎球菌には90種類以上の血清型があり、定期接種で使用される「23価肺炎球菌ワクチン」は、そのうちの23種類の血清型を対象としたワクチンです。
- この23種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症（※）の原因の約4～5割を占めるとい研究結果があります。
- このワクチンは、対象とする血清型の侵襲性肺炎球菌感染症を4割程度予防する効果があります。

（※）侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

ワクチンの安全性

- このワクチンの接種後に、副反応が生じることがあります。
- 主な副反応には、接種部位の症状（痛み、赤み、腫れなど）、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。
- 接種後に気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐに医師にご相談ください。

定期接種を受ける方法・費用

接種医療機関： クリニックさろま ☎ 6 - 7611

接種を希望される場合は、**事前にクリニックさろま窓口または電話での予約が必要です。**
（入院や定期通院等により他の医療機関での接種を希望される場合は事前にご相談ください）

自己負担： 3,420 円

※生活保護世帯については自己負担はありません（事前の申請手続きが必要です）
※定期接種の対象にならない方については、任意接種での助成制度があります。



予防接種健康被害救済制度があります

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

制度の利用を申し込むときは、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。

任意接種の助成と手続き方法

- **対象となる方**： 65歳以上で定期接種対象以外の方
- **接種医療機関**： 任意（希望する医療機関に直接ご予約ください）
- **助成金額**： 接種費用の2分の1（100円未満の端数は切り捨て）
- **助成方法**： 各医療機関の定める接種料金をお支払いいただき、後日、役場保健福祉課で申請後、指定する口座に振り込みます。
※申請期限は、接種日から1年以内です（接種後は早めに手続きをしてください）

【手続きの際に必要なもの】

- ①領収書（役場で確認後、返却します）
- ②接種済証または接種内容を確認できるもの
- ③印鑑
- ④振込先の口座番号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による保障制度があります

任意接種の際に健康被害が起こった場合は、本人または家族が申請手続きをすることで、保障をうけられる制度があります。詳細については下記までお問合せください。

お問い合わせ先

佐呂間町役場 保健福祉課 保健推進係 2 - 1 2 1 2